



平成24年4月9日

各 位

会 社 名 太 平 電 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 高 橋 徹
(コード番号 1968 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 総 務 管 理 本 部 長
光 富 勉
(TEL. 03-5213-7211)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、平成24年4月9日付けで、以下のとおり、建設業法第28条第3項に基づき国土交通省関東地方整備局より営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件は、当社が平成22年3月から同年9月にかけて施工した発電設備工事の一部に関して、当社従業員1名が職業安定法違反として小倉区検察庁より起訴され、これに伴う両罰規定により、当社も起訴されたところ、平成24年2月17日、当社に対する罰金刑が確定したことによるものです。

このことにより、関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、本年3月23日に新たに社内に設置しました建設業法遵守委員会を通じて改善に向けた努力を行ない、コンプライアンスの一層の強化と社内体制の整備ならびに業務の見直しに注力し、全社一丸となって早期信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内におけるとび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1) 「とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

2. 処分の期間

平成24年4月24日から平成24年4月26日までの3日間

3. 今後の見通し

本件営業停止処分が当期の業績に与える影響は、現在精査中であります。

以 上